

大田市男女共同参画年次報告

(平成30年度具体的施策推進状況)

島根県大田市

本書は、大田市男女共同参画推進条例
第14条に基づく年次報告書です。

I 施策の推進状況

- I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成…………… 1
- II 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現…………… 2
- III 個人の尊厳の確立…………… 3
- IV 国際的視野に立った男女共同参画の推進…………… 3

II 具体的施策の実施状況

- 1 平成30年度実施状況…………… 4

資料編

- 1 大田市男女共同参画推進条例…………… 4 1
- 2 大田市男女共同参画推進委員会規則…………… 4 4
- 3 大田市男女共同参画推進本部設置規程…………… 4 5
- 4 各種審議会等女性の参画状況調べ…………… 4 6
- 5 大田市男女共同参画計画の体系…………… 4 9

I 平成30年度実施の推進状況

基本目標 I 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

人口減少や少子高齢化が進展する状況の中で、だれもが住みやすく、安心して暮らすことができる“人権尊重のまちづくり”を推進していくためには、これまでの社会の仕組みや慣行にとらわれることなく、男女が互いの人権を尊重しながら責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して取り組むことが重要です。

大田市では、しまね女性センターやサンレディー大田との共催で講演会などを開催し、啓発活動に取り組みました。また毎月の広報紙において、さまざまな人権課題を取り上げるとともに、大田市ホームページや告知放送などを活用して人権意識の高揚を図りました。そのほか、大田市男女共同参画サポーターと連携し、広く地域全体へ向けた啓発活動に取り組みました。

幼児教育では、互いに尊重する心を育てるため、子ども一人ひとりの性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないよう努めました。幼児期は遊びや色柄の好みなどに少しずつ違いが出てくるため、男女別の捉え方ではなく個々の思いを素直に表し、それを受け止め、受け入れられるような温かい集団作りを心がけました。

学校教育では、授業や行事などを通して互いの良さを認め合い、男女が共に助け合うことの大切さについて意識啓発を図りました。また、家族や家庭生活、命の大切さについて学び、理解を深めるよう努めました。公開授業やPTA研修会などの場を活用して、学校における取り組みを保護者に伝えるとともに、意識啓発を行いました。

教職員は、人権・同和教育研修会へ積極的に参加して意識啓発に取り組みました。校内研修会において具体的事例を用いた研修を行い、教職員の人権意識を高めるとともに、ジェンダーにとらわれず指導することについて共通認識を図りました。教職員一人ひとりが当事者意識を持って指導や業務に取り組むことができるよう取り組みました。

家庭や職場・地域においては、性別役割分担意識や社会通念、慣習の解消と男女共同参画への正しい認識を促すための意識啓発を進める必要があります。各ブロック公民館やまちづくりセンターが連携して事業などを開催し、男女共同参画について学びを深めました。今後も継続して関係機関や関係団体と連携し、市民を対象とした啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

当市における各種審議会等への女性の参画率は、『平成32年度までに40%以上、女性委員のいない審議会等についても「皆無」となるように努める』と計画に掲げています。

平成30年4月の参画率は28.6%、平成29年(31.5%)と比べ、2.9ポイント減少しています。女性参画率低下の一つの要因として、新設の審議会等における女性の登用が少なかったことが挙げられます。新設の審議会委員全体の中で、女性委員の割合は9.4%でした。今後、審議会等の新設や委員改選の際には、女性の登用について積極的な働きかけを行います。

女性の人材育成については、しまね女性センターあすてらすやサンレディー大田との共催で男女共同参画に関する講演会などを実施しました。また、公民館事業をはじめ、さまざまな事業を通じて地域のリーダーとなる人材の育成に努めました。

男女ともに社会のあらゆる活動に参画していくためには、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくりが必要です。

子育て支援の充実については、幼稚園の「預かり保育」や保育園の「延長保育」などの実施、「放課後児童クラブ」への支援など仕事と家庭の両立支援に努めました。また、妊娠・出産においては、妊婦面接や新生児訪問について年間を通して全数実施することで、乳幼児相談などへの参加者も増加傾向にあり、気軽に相談できる場として繋がりができています。

職場環境の整備は、働く妊婦に対して「母性健康管理指導事項連絡カード」を周知し、事業主へ母性保護に関する法律遵守の文章を送付しました。大田市役所では特定事業主行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、男性職員の育児参加及び育児休暇・休業制度の周知に努めました。また、石見大田公共職業安定所と共催して「公正採用選考推進セミナー」を開催し、雇用の平等や職場におけるハラスメントについて啓発活動に努めました。

介護保険の分野では、介護予防や高齢者の地域活動への参加促進のため、介護予防教室や高齢者通いの場づくり事業を実施しました。男女ともに参加してもらえるよう積極的に取り組み、閉じこもり予防や運動機能の向上に努めました。公民館事業では、高齢者の豊かな経験や知識を活かした地域事業に取り組みました。今後も、地域や家庭において人々が性別や年齢に関わりなく個人の能力と個性を活かした生活ができるよう、関係機関と協力・連携を図りながら環境整備に努めます。

基本目標Ⅲ 個人の尊厳の確立

男女が互いを尊重しながら男女共同参画社会を形成するために解決すべき課題として、男女間におけるあらゆる暴力の根絶があります。暴力は犯罪であることを認識するとともに、暴力の根絶に向け、広報紙などを活用した情報発信、人権意識を高めるための研修や啓発機会を継続的に提供します。

DVやデートDV、児童虐待、高齢者虐待など家庭生活における暴力は身近で起こる重大な人権侵害として包括的にとらえる必要があります。これらの問題について、関係部署や関係機関との連携協力を図り、問題の早期発見・早期対応に努め、被害者支援の充実を図るとともに、DVは人間としての尊厳を傷つける重大な人権侵害であることを周知するため、あらゆる機会をとらえて人権教育を進めていかななくてはなりません。

「女性に対する暴力をなくす運動」や「女性の人権ホットライン」については、街頭啓発活動への参加や大田市ホームページを活用して周知に努めました。また「児童虐待防止推進月間」や「児童虐待防止法」について、関係機関と合同で街頭啓発活動などを行い、啓発活動に取り組みました。

大田市では、広報紙やホームページなどを活用して人権問題に関する情報提供を行ったほか、講演会などの開催により啓発活動に努めました。公民館やまちづくりセンターにおいても、各事業を通じて人権意識の向上を図りました。公的刊行物やホームページでは、性差別や誤解が生じる表現のないよう、精査しました。

小・中学校では、基本的人権の尊重についての学習を通して、人権の大切さを理解し実践に繋げることができるよう取り組みました。また、人権・同和教育をテーマにした公開授業を開催し、生徒はもとより、教職員、保護者の人権意識の高揚を図りました。

基本目標Ⅳ国際的視野に立った男女共同参画の推進

世界遺産「石見銀山遺跡」の情報発信にあわせて、ユネスコ精神である「平和と人権尊重」の理解・認識の促進についての取り組みを継続的に行います。また、国際文化講座や韓国文化体験講座を開催し、異文化についての正しい理解を深めるとともに、公民館やまちづくりセンターにおいて開催される国際交流事業への女性の積極的な参加にも取り組みました。

また、市内に在住する外国人が抱える問題や悩みなどの相談に対応するため、公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口を大田市ホームページ上で紹介しました。

Ⅱ 平成30年度 具体的施策の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革

1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

| 具体的施策：男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと対応策の検討 | | |
|--|--|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■大田市男女共同参画推進委員会の開催 ・平成29年度「大田市男女共同参画計画」年次報告、女性の参画率、ライフワークバランス等について協議。 （実施日：平成30年10月5日） | ●委員改選を実施。各委員より活発な意見や質問、要望が出され、今後の取り組みについて見直す良い機会となった。 ★一度のみの開催となり、協議の場が限定された。 | 人権推進課 |
| ■大田市男女共同参画推進本部会議の開催 ・平成29年度「大田市男女共同参画計画」年次報告、女性の参画率、ライフワークバランス等について協議。 （実施日：平成30年9月27日） | ●現在の状況や問題点などについて協議を行い、情報共有を図った。 ★協議の中で指摘された意見等を今後の取り組みに活かしていく。 | 人権推進課 |
| ■定期的な市民意識調査の実施 ・実績なし。 | ★令和元年度実施予定。 （前回：平成26年度実施） | 人権推進課 |

2) 男女共同参画社会に向けた意識の改革

| 具体的施策：広報等を活用した意識啓発 | | |
|---|---|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■広報やホームページ等を活用した情報提供 ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権意識啓発用ページ「きずな」を確保した。また、おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 | ●毎月広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 | 政策企画課 |
| ・男女共同参画週間(6/23～29)について、周知と意識向上のため、大田市男女共同参画サポーターと担当職員が銀山テレビを活用して啓発コマーシャルを撮影、放映。市民に対し、PR活動を行った。 ・ホームページや広報を活用し、関連するイベント等について情報提供を行った。 ・あすてらすフェスティバルの開催についてPR活動に参加。銀山テレビでCM撮影、放映。 | ●サポーターや関係機関と連携し、広く市民に対して啓発や情報提供を行うことができた。 ●関連するイベント等について、さまざまな媒体を活用して周知できた。 ★引き続きサポーターや関係機関と連携し、さまざまな場面を活用して啓発活動に取り組む。 ★日常生活の身近な問題として捉えてもらえるよう啓発活動を行う。 | 人権推進課 |

| 具体的施策：市職員の意識啓発 | | |
|--|---|---------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■市職員を対象とした研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規採用職員人権・同和問題研修会へ新規採用職員17名を受講させた。 ・人権推進課で実施する人権研修に協力した。 <p>・関係機関が実施する研修会について、開催の案内を行った。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●毎年度、繰り返し研修会を実施することで、職員の人権に関する意識の醸成を図ることができた。 ★人権に関する職員意識の啓発に向け、研修会等を継続的に実施していく必要がある。 ●市が主催（共催）する研修会等について取り組みができなかった。 ★関係機関、部署等と連携し、研修などの場を設けるよう努める。 | <p>人事課</p> <p>人権推進課</p> |
| 具体的施策：地域における意識啓発 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し、講演会やセミナーを開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「あすてらすフェスティバル2018」（6/16開催）島根県と共催。 ・講演会「スポーツから考える男女共同参画～2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて～」講師：小笠原悦子さん（参加150名）、及び分科会（参加計154名）開催。 ・大田市男女共同参画サポーターと協同であすてらすフェスティバル自主企画ブースに出展。（テーマ：スポーツ） ・サンレディー大田主催「第26回サンレディーフェスタ」（2/23、24開催）共催 ・男女共同参画に関連するパネル展示。（2/23～3/7までの期間展示） ・講演会「私たちは二人で一人前～妻と歩んだ音楽人生」講師：田中公道さん。（2/24開催、参加300名） <p>・男女の家事参画の講座を10回、女性問題解決等の講座・講演会を10回行った。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 ●講座、講演会を通じて合計384名の参加があり、男女が共に助け合う社会構築に向けた、意識付けにつなげることができた。 ★講座等の内容がマンネリ化しないよう、定期的に内容の見直しを行う。 | <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> |
| <p>■おおだふれあい会館において学習会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県隣保館協議会女性職員研修会（12/11開催）演題「災害と女性の人権」講師：漆原祐美子さん（しまね女性センター）参加者：20名。 | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時に見落とされがちな女性の人権について気づきを深めた。 ★防災や減災に男女共同参画の視点を取り入れる必要性を広める。 | <p>人権推進課</p> |

| | | |
|---|---|------------------------------|
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育研修会、親学講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14会場、14回開催、延471人参加 <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、同和教育講演会 21回開催 527人参加 ・子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 20回開催 263人参加 ・親子体験活動、交流活動 8回開催 204人参加 ・読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 ・思春期、赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★いつも同じ人たちが参加される傾向にある。研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。 | <p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p> |
|---|---|------------------------------|

3) 男女平等に関する教育・学習の推進

| 具体的施策：幼児期における男女平等に関する教育の推進 | | |
|---|---|-----------------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■男女共同参画の視点に立った幼児期の教育・保育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所保育指針に基づき、子ども一人ひとりの性差や個人差に配慮しながら、固定的な性別による意識をうえつけないように保育を行った。 ・幼児期に入ると少しずつ男女の違いから遊びの傾向や、色、図柄の好み等に違いが出てくるため、男女別の捉え方ではなく、個々の思いを素直に出し、それを受けとめ、受け入れられるような温かい集団づくりを心掛けた。 また、保護者にも折に触れ、啓発に努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ●保育指針の第1章（総則）3. 保育の原理（1）保育の目標において「(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと」と示されており、互いに尊重する心を育てることが保育の目標となっている。 ★固定観念にとらわれず個人を大切にすることを育てる保育や教育に、引き続き取り組む必要がある。 ●園生活の様々な場面において、子どもや男女平等の教育の推進を意識できるようになっている。 ★生活における男女の慣例は、園児に対する指導や保護者への啓発を通して、今後も少しずつ改善を図っていくことが必要である。 | <p>子育て支援課</p> <p>教育部総務課・学校教育室</p> |

| 具体的施策：学校教育における男女平等に関する教育の推進 | | |
|--|---|---------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■人権の尊重についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間に合わせ、人権集会をし、性に関する授業の公開や人権・同和教育に関するPTA研修会を通して、保護者への意識啓発を行った。 ・生徒会が中心となり、「いじめ」問題の対処について、全校で考える人権集会を行った。 ・職員、児童生徒ともに子どもの名前を「〇〇さん」と呼び合うようにして、一人ひとりを大切にしようとする気持ちを育てた。 ・全校縦割り班や異学年での遊びや活動の時間を作り、共に触れ合うことで児童相互の人間関係づくりを行った。 ・全校朝礼の時、全教職員が全校生に対し、人の生き方や人権の大切さなどについて話をする時間を設けた。 ・各学級で、「いいことみつけ」をして、互いの良さを認め合う雰囲気づくりに努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ●全校生で一斉に活動することで、人に対しての接し方や心の持ち方を共通認識する場となった。 ●法律に基づいて、人権が保障されていることの意義を確認することができた。 ●男女それぞれを認め合い、尊重し合うことの大切さについて、理解を深めることができた。 ★児童生徒と全教職員が携わる人権集会を継続的に実施する。 ★他者と関わる力を育成するために、今後も機会を設定する。 ★異性を理解し、互いに信頼、尊敬し合い、助け合う不断の努力が必要である。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■男女平等、男女相互理解についての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健や道徳をはじめ、様々な教科や行事を通して、男女の身体的なことを理解したり、互いに助け合うことの大切さを指導したりした。 ・道徳の授業や学級活動を通して、男女平等についての意識の高揚を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●気になる発言等について、教職員間でお互いに注意し合ったり、気をつけ合ったりする姿勢が高まった。 ●個人の良さを活かしながら、学校生活の全ての場面で、協力することの大切さを感じながら生活することができた。 ●男女が仲良く助け合って活動できる場面が多く見られた。 ★性や命の大切さに関する学習は、男女平等に関する教育の推進に有効であるので、今後も継続したい。 ★学年を超えて、常に男女仲良く、取り組みができるように、今後も良好な人間関係づくりを目指す活動を継続する必要がある。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■家族や家庭生活の大切さについての教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ノーマディア習慣や朝食を食べる習慣を定着させるために、定期的に生活改善週間を設け、生徒の家庭生活の実態把握を行うと同時に、啓発活動を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●アンケートを実施した結果、メディア接触時間の低下や朝食を摂取する率の向上に繋がった。 ●毎年、諸行事に家族で多数の参加があり、保護者や地域の方の理解も進んでいる。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・技術家庭科（家庭分野）の学習において、家庭生活で男女が協力していくことの意義を学習した。 ・親子ふれあい活動などのPTA活動を通して、家庭の大切さの意識啓発を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●家族や家庭の大切さについて、児童生徒の意識を啓発することができた。 ★メディアや朝食などについては、生活習慣化しており、継続して啓発活動していく必要がある。 ★生徒が家庭の大切さを考える機会となっている。 | |
| <p>具体的施策：教職員・保護者への啓発活動</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■教職員の資質の向上を図るための研修の実施及び参加の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者の参加する園行事（保育参加等）において意見交換し、男女共同参画に関して保護者の意識啓発に努めた。 ・男性保育士の勤務する保育所が増えている中、仕事の分担について、男性、女性に関係なく園務分掌を振り分けた。 ・教職員が人権・同和教育研修会へ積極的に参加した。 ・男女平等の理念に基づき、学校経営・学級経営に努めた。 ・校内研修会で、セクハラ事例などの具体的な内容について研修し、教職員の人権意識を高めた。 ・校内研修において、ジェンダーにとらわれず、児童生徒を指導することについて共通認識を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●相対的に理解は進んでおり、保護者の夫婦間で協力し合う環境が整ってきているが、家庭によっては、家事や子育ては母親の負担比重が大きい実態も見受けられる。 ★研修会への参加、意識啓発は今後も必要、性同一性障害等の新しい性に関する課題の啓発も必要であり、今後はその研修も必要であると考えている。 ●職員会等で研修内容を報告したり、子どもの様子について話し合ったりして意識を高めることができた。 ●教職員一人ひとりが当事者意識をもって、仕事や指導に取り組むことができた。 ●男女平等の精神を尊重した教育活動の実施ができた。 ●気になる発言について、教職員間で互いに注意し合える姿勢が高まった。 ●一人ひとりの人格を大切にしたい対応ができています。 ★今後も、研修会等に生徒、教職員、保護者が参加できるように配慮していく必要がある。 | <p>子育て支援課</p> <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■学校だより、学級通信などを活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長室だより、学級だより、保健室だより等を活用して、保護者への啓発を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●学校での取り組みを保護者に伝えることができた。 ●授業公開や研修会に対する保護者の参加意欲を高めるために効果があった。 ★情報は発信できたが、一方通行になりがちであるため、保護者や地域の方の反応や声を引き出すことが必要である。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>■公民館・まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和教育研修会、親学講座等の開催 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14会場、14回開催、延471人参加 ・人権集会を市内の小中学校や高校に周知し、来校を促した。 ・公民館主催の「赤ちゃんふれあい交流学習」に生徒が参加し、乳児と触れ合うことや親の思いを知ることで、家族の絆について考えることができた。 ・公民館やまちづくりセンターとは常に連携を持ち、人権や親学に関わる行事への参加について、教職員や保護者へ連絡し参加を促した。 ・親学プログラムを実施し、「しつけ」をテーマに保護者同士で情報交換を行った。 ・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。 ・人権、同和教育講演会 21回開催 527人参加 ・子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 20回開催 263人参加 ・親子体験活動、交流活動 8回開催 204人参加 ・読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 ・思春期、赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある。 ●地域の方に学校の取り組みを知ってもらうことができた。 ●学校外の方々と交流することは、学びを深めることに効果的であった。 ●児童生徒と家族がともに人権について考えることで、保護者の意識啓発にも繋がった。 ★PTAや地域の方と協力して、継続的な取り組みをする必要がある。 ★公民館やまちづくりセンターと定期的に連携を図っていく。 ★毎年、色々な学校外の人権・同和問題について、考える機会を設けることを継続していきたい。 ★活動がマンネリ化しないように、児童生徒、保護者、学校のアイデアを活用し、学校、児童生徒の実態に合った活動を計画する必要がある。 ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。 | <p>まちづくり定住課</p> <p>教育部総務課・学校教育室</p> <p>社会教育課</p> |
|---|---|--|

| 具体的施策：社会教育の推進 | | |
|---|---|------------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■人権・同和問題研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「あすてらすフェスティバル 2018」(6/16 開催) 島根県と共催。 ・講演会「スポーツから考える男女共同参画～2020 東京オリンピック・パラリンピックに向けて」講師：小笠原悦子さん(参加150名)、及び分科会(参加計154名)開催。 ・サンレディー大田主催「第26回サンレディーフェスタ」(2/23,24 開催) 共催。 ・講演会「私たちは二人で一人前～妻と歩んだ音楽人生」講師：田中公道さん(2/24、参加300名)開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 | 人権推進課 |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育研修会、親学講座等の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14会場、14回開催、延471人参加 ・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。 ・人権、同和教育講演会 21回開催 527人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 20回開催 263人参加 ・親子体験活動、交流活動 8回開催 204人参加 ・読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 ・思春期、赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある。 ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。 | <p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p> |

基本目標Ⅱ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

重点目標2 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

1) 政策・方針決定過程への参画推進

| 具体的施策：市の審議会等への女性委員の参画推進 | | |
|---|--|---------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■市の審議会等への女性委員の参画率向上に関する取組み</p> <p>女性の参画率 平成32年度：40%以上</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課へ各種審議会等における女性の参画状況調べを実施。 <p>各種審議会等への女性の参画率 28.6%（前年：31.5%）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●前年より2.9ポイント減少。 ●審議会における女性の参画状況を調査することにより、各課において委員等の選任にあたって女性登用の動機付けを図った。 ★参画率低下の要因は新設の審議会等における女性の登用が少なかったことだと推測される（新設8審議会、委員127名、内女性12名9.4%） ★引き続き女性委員等の登用について働きかけを行う。 | 人権推進課 関係各課 |
| <p>■女性委員「ゼロ」を脱却する取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課に対し、各種審議会等における女性委員登用について文書で依頼を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●女性委員等の積極的な登用について各課へ依頼することにより、選任の際の動機付けを図った。 ★引き続き女性委員等の登用について働きかけを行う。 | 人権推進課 関係各課 |
| 具体的施策：市の外郭団体等への女性の積極的な参画推進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■市の外郭団体等の長への女性の登用の働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性団体との意見交換会に向け検討。 | <ul style="list-style-type: none"> ●開催に向けての十分な材料が得られなかった。 ★意識調査を実施予定しており、その結果を踏まえ、内容や方向性を再検討する。 | 人権推進課 |
| <p>■女性議会等の開催による「政策・方針決定の場」への参画推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 実績なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ★他市町村の実施状況など、情報収集を行う。 | 人権推進課 |

| 具体的施策：女性職員登用等の促進 | | |
|---|--|-----|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■女性職員の政策提言制度の実施、各種研修の充実 ・しまね女性センター主催の女性の活躍推進に向けた研修会に参加（1名）。 | ●女性職員の意識の醸成とスキルアップにつながった。 ★女性職員の政策立案への参画の拡大に向け、政策形成能力の向上や意識醸成に向けた研修等の充実が必要。 | 人事課 |
| ■意欲と能力に応じた適材適所の人員配置 ・女性職員の昇任 （平成30年4月1日付定期人事異動） 1. 女性職員数 168名 2. 昇任総数 13名 （課長補佐級3名、係長級9名、主任級1名） 3. 役職ごとの人数 （平成30年4月1日現在） 課長級 2名 課長補佐級 17名 係長級 41名 主任級 87名 | ●係長級以上の役職に占める女性職員の割合は年々増加しており、女性職員の政策立案への参画が進んでいる。 ★課長級以上の役職への女性職員の登用が進んでいない状況にあるため、女性職員の政策立案への参画の拡大に向け、より一層、政策形成能力の向上や意識醸成に向けた研修等に取り組む必要がある。 | 人事課 |

2) 各種機関、団体、企業等への女性の参画の促進

| 具体的施策：地域における女性の参画の促進 | | |
|---|---|--------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■公民館長、PTA会長、自治会長などへの女性の参画についての啓発 ・実績なし。 | ★自治会ごとで任期、改選時期が異なり、個々の自治会への役員改選前の啓発は難しい。 | 総務課 |
| ・各課に対し、各種審議会等における女性委員の登用について文書で依頼を行った。 | ●女性委員等の積極的な登用について各課へ依頼することにより、選任の際の動機付けを図った。 ★引き続き女性委員等の登用について働きかけを行う。 | 人権推進課 |
| ・PTA会長または副会長に、必ず女性が選出されるような仕組みづくりを行っている。 ・PTAの役員を男女の別なく担当してもらっている。 | ●毎年、女性の方にも役員を引き受けてもらっているため、PTA活動への女性の参加が促進されている。 ●母親としての意見がPTAの運営に反映されている。 ●PTAの人権・同和教育研修会や学校保健委員会、救急法研修会の進行や運営を女性委員が行った。 | 教育部総務課・学校教育室 |

| | | |
|---|---|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> • 市内7公民館職員（館長・主事 14人） （うち、女性6人 全体の43% すべて 公民館主事） • 市内7公民館運営委員会委員 86人 （うち女性23人 全体の26%） • その他委員 社会教育委員 13人 （うち女性2人 全体の15%） スポーツ審議会委員 10人 （うち女性4人 全体の40%） スポーツ推進員 25人 （うち女性9人 全体の36%） 文化財保護審議会委員 7人 （うち女性1人 全体の14%） 図書館協議会委員 10人 （うち女性5人 全体の50%） | <p>★男女共同参画の意識が高くなり、互いの意見が尊重されるように配慮する雰囲気 が醸成されている。</p> <p>★今後も男女の隔たりのない活動を継続 させたい。</p> <p>●委員選任の際の動機づけとなった。</p> <p>★各種審議会へ委員選定の際には、目標 40%を念頭に置きながら選定することと し、各種分野での女性委員の参画を図る。</p> <p>★一方で、委員は各団体の役職（あて職） で選任されるケースが多いので選定に限 界がある。</p> | <p>社会教育課</p> |
|---|---|--------------|

具体的施策：企業、団体等への女性の参画の促進

| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
|--|--|--|
| <p>■企業や団体等への女性の参画についての啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> • 石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。 （8/27）参加企業：31社（33名） • 実施なし。 • 大田市婦人団体連絡協議会への補助金を交付し、活動を推奨した。 活動内容：男女共同参画、環境学習等会員研修、市内公共施設の清掃活動、環境美化活動（市役所玄関前プランター花の入れ替え等）。 | <p>●セミナーにおいて女性参画に関連する制度の周知を図り、啓発活動に取り組んだ。</p> <p>★引き続き啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。</p> <p>★企業訪問の際等に啓発を行いたい。</p> <p>●市内女性団体として研修等に参加することで、男女共同参画への知識を深め、女性団体相互のネットワークづくりに協力できた。</p> <p>★女性団体における会員の高齢化に伴う事業縮小。</p> | <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> <p>社会教育課</p> |

3) 女性の人材育成

| 具体的施策：地域リーダーの育成 | | |
|---|---|------------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し、講演会やセミナーを開催 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しまね女性センター主催「あすてらすフェスティバル 2018」（6/16 開催）島根県と共催。 ・講演会「スポーツから考える男女共同参画～東京オリンピック・パラリンピックに向けて～」講師：小笠原悦子さん（参加 150 名）、及び分科会（参加計 154 名）開催。 ・大田市男女共同参画サポーターと担当職員でフェスティバル自主企画ブースにスポーツをテーマに出展。 ・サンレディー大田主催「第 26 回サンレディーフェスタ」（2/23.24 開催）共催。 ・男女共同参画に関連するパネル展示（2/23～3/7）。 ・講演会「私たちは二人で一人前～妻と歩んだ音楽人生～」講師：田中公道さん（2/24、参加 300 名）を開催。 <p>・実績なし。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 <p>★関連団体と連携し、女性の地域リーダー育成につながるような、講演会・セミナー等の開催を検討したい。</p> | <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> |
| <p>■公民館等の事業を通して、まちづくりを担う人材育成の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区公民館を中心に、地域のリーダー育成事業等を行い、地域を担う「人づくり」の面からの支援を行った。 ・リーダー育成講座 57 回開催 685人参加 <p>・まちづくりリーダー研修会の実施。 (1 回、89 人の参加)</p> <p>・まちづくりセンターの各種事業通じ、人材の発掘と育成を図っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●伝統芸能継承を含め、事業をとおして地域に愛着を持ち、主体的に地域に関わろうとする人材が育成されている。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ●まちづくりセンターの活動においてリーダー育成につながる事業を計画実施しており、女性の関心が高まり参画が増えている。 ●まちづくりリーダー研修会のアンケートにおいても、「女性が積極的に参加・意見を出することができる地域づくりにつながる研修テーマ」を希望する声があった。 ★まちづくりリーダー研修会は男女の枠なく参加を呼び掛けているが、女性の参加者数は少ない。 | <p>社会教育課</p> <p>まちづくり定住課</p> |

| 具体的施策：女性の社会参画促進のための情報提供 | | |
|--|--|--------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■女性の人材育成に関わる各種学習会、研修会の開催の周知 <ul style="list-style-type: none"> 女性人材のキャリアアップ講座や女性管理職の研修会について、窓口にパンフレットの設置やチラシの掲示を行った。 市役所1Fロビー及び人権推進課窓口等にパンフレットを設置、配布。及びポスターの掲示を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 ●市民に向けて情報提供や案内を行った。 ★周知の手法などを工夫し、広く市民に向けて情報提供を行う。 | 産業企画課 人権推進課 |
| 具体的施策：人材育成のための支援の充実 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■資格等の取得に係る助成制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> 助成制度はあるが、助成実績なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ★市内企業に資格取得助成に係る周知を行い、女性のスキルアップにつなげる必要がある。 | 産業企画課 |

重点目標3 職場・家庭・地域活動における男女共同参画の推進

1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解促進と定着

| 具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進 | | |
|---|--|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信 <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間（6/23～29）について周知と意識向上を図るため、大田市男女共同参画サポーターと担当職員が銀山テレビにて啓発コマーシャルを撮影、放映。市民に対しPR活動を行った。 大田市男女共同参画サポーターと担当職員ですてらすフェスティバル自主企画ブースにスポーツをテーマに出展。 | <ul style="list-style-type: none"> ●サポーターと連携し、啓発活動に取り組むことができた。 ★サポーターや関係団体との連携を強化し、積極的な啓発活動に取り組む。 | 人権推進課 |
| ■「サンレディー大田」・「あすてらす」と連携し講演会やセミナーを開催 【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> しまね女性センター主催「あすてらすフェスティバル2018」（6/16開催）島根県と共催。 講演会「スポーツから考える男女共同参画～2020東京オリンピック・パラリンピックに向けて～」講師：小笠原悦子さん（参加150名）、分科会（参加計154名）を開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力、連携してイベントや講演会を開催することができた。 ●男女共同参画の実現に向け、意識の向上を図ることができた。 ★引き続き、関係機関や団体、サポーターと連携して啓発活動に取り組む。 ★あらゆる場面を活用し、積極的な啓発活動、情報発信に努める。 | 人権推進課 |

| | | |
|--|---|------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・大田市男女共同参画サポーターと担当職員でフェスティバル自主企画ブースにスポーツをテーマに出展。 ・サンレディー大田主催「第26回サンレディーフェスタ」(2/23,24開催)共催 ・男女共同参画に関連するパネル展示(2/23~3/7) ・講演会「私たちは二人で一人前~妻と歩んだ音楽人生」講師:田中公道さん(2/24、参加300名)を開催。 <p>・男性向けに家事参画を促すような、講習会を10回開催した。</p> | <p>●合計64名が参加し、固定的な性別役割分担意識を変える契機となった。 ★講習会の内容の拡充を図り、多方面からの啓発につなげたい。</p> | <p>産業企画課</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14会場、14回開催、延471人参加 <p>・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権、同和教育講演会 21回開催 527人参加 ・子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 20回開催 263人参加 ・親子体験活動、交流活動 8回開催 204人参加 ・読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 ・思春期・赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある。</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | <p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p> |
| <p>具体的施策：家庭生活や地域活動における男女共同参画の推進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等(●主な効果・★評価・問題点)</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座等の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14会場、14回開催、延471人参加 | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。</p> | <p>まちづくり定住課</p> |

| | | |
|--|--|-------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。 人権、同和教育講演会 21回開催 527人参加 子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 20回開催 263人参加 親子体験活動・交流活動 8回開催 204人参加 読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 思春期・赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <p>★いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | <p>社会教育課</p> |
| <p>■「男女共同参画サポーター」と連携した啓発活動・情報発信 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画週間（6/23～29）について周知と意識向上を図るため、大田市男女共同参画サポーターと担当職員が銀山テレビにて啓発コマーシャルを撮影、放映。市民に対しPR活動を行った。 大田市男女共同参画サポーターと担当職員ですてらすフェスティバル自主企画ブースにスポーツをテーマに出展。 | <p>●サポーターと連携し、啓発活動に取り組むことができた。</p> <p>★サポーターや関係団体との連携を強化し、積極的な啓発活動に取り組む。</p> | <p>人権推進課</p> |
| <p>具体的施策：子育て支援の充実</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■男性の育児休暇取得に向けた取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定事業主行動計画の推進、休暇制度の周知 H30年実績 男性職員の配偶者出産休暇取得率： 81.8% 男性職員の育児休業取得率：0% 男性職員の育児参加休暇取得率：9.1% イクボス表彰や育児休業に関する法制度についての説明会・相談会のチラシを窓口に掲示し、周知を行った。 | <p>●男性職員の育児参加への意識の向上。</p> <p>★育児休業を取得する男性職員が少ないのが現状であり、男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりが必要。</p> <p>●意識啓発につながったと見込まれる。</p> <p>★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。</p> | <p>人事課</p> <p>産業企画課</p> |

| | | |
|---|---|---------------------|
| <p>■保育所における延長保育、病児・病後児保育等の特別保育事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な保育サービスの提供に努めた。 保育園における特別保育事業の実施。 延長保育(11ヶ所)、一時保育(17ヶ所)、休日保育(1ヶ所)、病児・病後児保育(自園型4ヶ所・オープン型1ヶ所) | <p>●利用件数 延長保育 3,012 件 一時保育 1,151 件 休日保育 257 件 病後児 289 件 病児 104 件</p> <p>★サービスの実施により、男女ともに働きやすい環境の形成に一定の効果があった。 ★延長保育の時間が園ごとに違うなど、実施内容には差がある。今後も充実に努めていくことが必要である。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>■放課後児童クラブ・ファミリーサポートセンター事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ 市内放課後児童クラブ数 10ヶ所 地域子育て支援センター事業 育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3ヶ所で実施。 ファミリーサポートセンター事業 委託先：おおだ子どもセンター | <p>●利用者数(いずれも年間延べ数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 放課後児童クラブ 3,898 人 大田子育て支援センター 2,909 人 仁摩子育て支援センター 689 人 温泉津子育て支援センター 108 人 ファミリーサポートセンター事業 26 人 <p>★放課後児童クラブのニーズは高く、引き続き放課後の適切な遊び場や生活の場の提供に努めていきたい。 ★子育て支援センターでは、在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており利用頻度も高い。 ★保護者交流、情報交換の場ともなっている。 ★ファミリーサポートセンター事業は、実績は少なくとも保育園・放課後児童クラブでは対応困難な支援への対応が可能であり、引き続き実施する必要性はある。</p> | <p>子育て支援課</p> |
| <p>■幼稚園における「預かり保育」、「保育後の園庭開放」の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 預かり保育では、教育時間後も家庭の事情により緊急的または一時的に保育を必要とする園児等を対象に実施。 年間利用者 延 1,180 人 | <p>●保護者の就労体系の多様化、家庭環境の変化に伴う保育時間の延長に対する需要に対応。 ★今後も継続。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■放課後子ども教室の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内校区単位で放課後子ども教室を実施。(14か所 18教室) | <p>●地域の実情を踏まえながら実施した。地域の協力もあり、放課後対策として有効である。 ★開設希望の団体については速やかに支援を行うことができた。</p> | <p>社会教育課</p> |

| | | |
|--|---|-----------------------------------|
| <p>■ひとり親家庭への援助体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子・父子相談員 1 名配置。 ひとり親家庭の様々な相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を 1 名配置している。 男女を問わず、配偶者等からのDV等の防止に関する学習や相談窓口があることを周知（子どもへの暴力・虐待を防ぐ取り組みを含む）。 小中学校における就学援助事業を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●年間相談件数 309 件。 ★相談範囲が年々広がっているが、今後も継続して人員を配置する。 ●就学援助事業により保護者の経済負担の軽減を図った。 ★今後も継続。 | <p>子育て支援課</p> <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時の妊婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施。 乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。 ●乳幼児相談は新生児の全数訪問により、参加者が増加し、気軽に相談できる場として周知されつつある。 ★乳幼児相談、離乳食教室の周知を継続して行う。 | <p>健康増進課</p> |
| <p>■母子保健推進員による妊婦支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子保健推進員による妊婦支援、こんにちは赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●妊婦への面談件数は就労妊婦も多く減少している。母子保健推進員研修会を通じて、育児不安の軽減に関する研修を実施し、妊産婦に対する支援のスキルアップを行った。 ★妊娠中は就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関わりが重要であり支援を継続する。 | <p>健康増進課</p> |
| <p>■一般不妊治療費等の助成制度の実施</p> <p>対象：大田市内に住所を有する夫婦 助成対象：保険適応の不妊治療及び検査、人工授精の治療費 助成額：1 夫婦に対して上限 15 万円/年 助成期間：3 年間（中断期間を含まず）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●助成件数 32 件（1 期：22 件、2 期：10 件、3 期：0 件） 年度内の妊娠届出は助成件数のうち 12 件。 ★助成事業の住民周知及び医療機関周知を継続する。 | <p>健康増進課</p> |
| <p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規相談件数 117 件。 | <ul style="list-style-type: none"> ●母子父子家庭相談員に加え、今年度社会福祉士、保健師を配置。相談に応じたつなぎ、対応を実施。 | <p>子育て支援課</p> |

| | | |
|--|--|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> 支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 | <p>★相談には面前DVに関するもの、障がいに伴う養育の負担など当課だけで対応できないものがあり、且つ窓口が分かれているため市民には分かりづらい。</p> <p>★窓口の職員配置の見直し及び対応スキルの充実が課題。</p> <p>●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。</p> <p>★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。</p> <p>★令和元年度には母子健康包括支援センター設置を行い、相談体制の充実を図る。</p> | 健康増進課 |
| <p>■多世代同居・近居への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 6件：240千円。 | <p>●定住のきっかけに効果的な事業となり、子育ての経費軽減にもつながったと思われる。</p> <p>★制度改正を行い、UIターン世帯のみを対象としたこともあり件数が激減した（H30で廃止）。</p> | まちづくり定住課 |
| <p>■結婚から子育てまで切れ目なく相談できる窓口の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 継続 19世帯 (うちUIターン加算 10世帯) <ul style="list-style-type: none"> 妊娠届出時面接より、支援が必要なケースを把握し関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 | <p>●申請時に住居相談のほか、相談内容に応じ各種窓口につなげることができた。</p> <p>★新婚さん住まい応援事業は H28 をもって廃止となったが、その他事業での申請時に相談があった際、内容に応じて対応が可能である。</p> <p>●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。</p> <p>★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。</p> <p>★令和元年度には母子健康包括支援センター設置を行い、相談体制の充実を図る。</p> | まちづくり定住課 健康増進課 |
| <p>具体的施策：介護サービスの充実</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■介護保険制度やサービスの周知</p> <ul style="list-style-type: none"> あったかいね介護保険、介護保険サービスマップ、高齢者べんり帳の作成・配布、市ホームページへの掲載、介護の入門的研修等により制度やサービスの周知を図った。 | <p>●市民への介護保険制度やサービス内容の他、介護予防についても周知ができた。</p> <p>★市の広報誌や銀山テレビ等も活用し、更なる市民への周知を図りたい。</p> | 介護保険課 |

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>■地域包括支援センターによる相談体制の強化と支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターにおいて、相談支援体制整備の強化に向けた業務マニュアル作成を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談者に対する適切な支援ができた。 ★職員の相談支援技術の更なる向上を図りたい。 | <p>介護保険課</p> |
|--|--|--------------|

2) 職場環境の整備

| <p>具体的施策：雇用の確保の体制づくり</p> | | |
|---|---|---------------------------|
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■大田市無料職業紹介所の開設</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談実績なし。 | <ul style="list-style-type: none"> ★窓口での求人对応の際に、周知を行いたい。 | <p>産業企画課</p> |
| <p>具体的施策：企業における取組みの促進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■男女雇用機会均等法の周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考推進セミナー」において、参加企業に対して説明を行った。（8/27開催、参加企業31社、33名） サンレディーフェスタ（2/23.24開催）において関連する内容のパネルを展示。 関連するパンフレット等を設置した。 <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 <p>・窓口に男女雇用機会均等に関する、パンフレットを掲示し、周知を行った。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて均等法に関する説明を行い、事業所に対して意識の向上を図った。 ●フェスタの来場者及びサンレディー利用者に対し、パネル展示することで周知を図った。 ●窓口にパンフレット等を設置、市民に向けて周知を図った。 ★引き続き、関係機関や関係部署と連携し、意識向上に努める。 | <p>人権推進課</p> <p>産業企画課</p> |
| <p>■企業のポジティブ・アクション（積極的改善措置）の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> 働きやすい職場環境づくりに関しての、チラシ・ポスターを窓口に掲示し、周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 | <p>産業企画課</p> |
| <p>■女性活躍推進法に関する情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> 県の主催する、セミナー・説明会に関しての周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 | <p>産業企画課</p> |

| 具体的施策：男女がともに安心して働き続けるための環境整備 | | |
|---|--|--|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■母性保護に関する法律の遵守と理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし ・妊娠届出時、働いている妊婦に対し「母性健康管理指導事項連絡カード」の周知。事業主への母性保護に関する法律遵守の文章送付（8件）。 | <ul style="list-style-type: none"> ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 ●事業主への送付を希望する人は少ないが、妊娠届出時働く妊婦には周知を図ることができている。 ★職場によっては、法律遵守が十分でなく、妊娠、出産による退職が発生しているため、マタハラ防止等について職場への啓発が必要である。 | <p>産業企画課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■男性の育児休暇取得に向けた取組み【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定事業主行動計画の推進、休暇制度の周知 H30年実績 男性職員の配偶者出産休暇取得率：81.8% 男性職員の育児休業取得率：0% 男性職員の育児参加休暇取得率：9.1% ・イクボス表彰や育児休業に関する法制度についての説明会・相談会のチラシを窓口に掲示し、周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●男性職員の育児参加への意識の向上。 ★育児休業を取得する男性職員が少ないのが現状であり、男性職員が育児休業を取得しやすい職場づくりが必要。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 | <p>人事課</p> <p>産業企画課</p> |
| 具体的施策：あらゆるハラスメントの防止 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■関係機関と連携したあらゆるハラスメント防止についての周知・意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止に関する啓発ポスターの掲示 ・石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考推進セミナー」において、参加企業に対して説明を行った。8/27開催、参加企業31社、33名 ・啓発ビデオ、DVD、図書貸出。 ・セクハラ、パワハラ防止に関する、チラシやパンフレットを掲示し、周知を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいて職場におけるさまざまなハラスメントについて周知を図り、事業所に対し啓発活動を行うことができた。 ★引き続き積極的な啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。 ●意識啓発につながったと見込まれる。 ★周知の方法の検討を行う（企業訪問の際に周知を行う等）。 | <p>人事課</p> <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> <p>産業企画課</p> |

重点目標4 地域・農山漁村等における男女共同参画の推進

1) 農林水産業・自営商工業等における女性の地位の向上

| 具体的施策：固定的な性別役割分担意識の払拭のための啓発促進 | | |
|--|---|---------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■農林水産業・自営商工業等に従事する女性の地位向上に向けた意識啓発のための研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし。 ・実施なし。 | <p>★企業訪問の際に実施を検討する。</p> <p>★引き続き、農業の機械化、高性能化により女性による農業機械オペレーター養成会等の実施が必要。</p> | <p>産業企画課</p> <p>農林水産課</p> |
| 具体的施策：農林水産業・自営商工業等における女性の参画促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■関係機関と連携し、女性の参画促進のための意識啓発のための研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし。 ・実施なし。 | <p>★女性の参画に向けての取り組みを検討したい。</p> <p>★農林水産業においても、引き続き女性参画組織の取組みについての意識づくりが必要。</p> | <p>産業企画課</p> <p>農林水産課</p> |
| <p>■農林水産業・自営商工業等の各種審議会等への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績なし。 ・大田市農林振興協議会主催で産直出荷者を中心に加工部会研修会を実施。 | <p>★女性の参画に向けての取り組みを検討したい。</p> <p>●漬物や山菜の水煮等の加工食品を扱っている女性が多く参加していた。</p> <p>★研修会の開催結果を受け、県の事業を活用し専門家の派遣を行い、通年を通しての講習会を数回開催して技術の向上を図り、多くの女性の参加を促す。</p> | <p>産業企画課</p> <p>農林水産課</p> |
| <p>■集落営農組織等への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、法人化した集落営農組織において、女性組合員の高収益作物生産にかかる作業への参加を促した。 | <p>●作業工程の機械化により、女性での対応が可能となり、作業によっては女性中心となっていた。女性の参加が増えている。</p> <p>★集落営農組織の取り組みが期待される。</p> | <p>農林水産課</p> |

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>■農業委員への女性登用等の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現委員45名（農業委員17名、農地利用最適化推進委員28名）のうち、女性農業委員1名（2.2%） 平成30年2月改選による | <ul style="list-style-type: none"> ●市内の女性農業委員で構成する「しまね農業委員会女性協議会」の会員として研修会等に参加し、他市町村の女性委員と交流を図っている。 ★農業委員会の主な業務が法令に基づく事項であるため、女性としての観点を活かせる機会は少ない。 ★30年2月の改選により女性委員の数が3名から1名となったため、研修会に積極的に参加するなど、次期改選時の女性委員増に向けた活動が望まれる。 | <p>農業委員会</p> |
| <p>具体的施策：女性の経済的地位の向上</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■農林水産業の女性技術者や担い手の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「おおだ農援塾」で通年を通して産直野菜づくり栽培や果樹栽培等の座学や実技の講習を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多くの女性が受講。（人数12人/18人） 平成30年度後期から、受講者の数名が産直市場に出荷し技術を高めることができた。 ★これから就農をして、産直出荷者を考える女性に対する励みになる。 | <p>農林水産課</p> |

2) 防災分野における男女共同参画の推進

| | | |
|---|--|--------------|
| <p>具体的施策：防災対策における男女共同参画の意識啓発</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■災害発生時に備え、女性や要配慮者に配慮・支援する体制を整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続的にトイレテント、間仕切りテントを整備。 ・幼児、高齢者に対し、おかゆ、ビスケット、アレルギー対応非常食を整備。 | <ul style="list-style-type: none"> ●プライバシーの確保。 ★今後は、乳幼児に対するミルク、授乳室等の配慮も必要。 | <p>危機管理課</p> |
| <p>具体的施策：自主防災組織等への女性の参画促進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■自主防災組織等において役割に応じて編成される各班への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自主防災会による防災訓練及び講習会の開催。 | <ul style="list-style-type: none"> ●防災訓練等に参加し体験することで女性の参画を促進した。 ★各種訓練等への参加率は高いが、自主防災組織の女性班員率は依然低い。 | <p>危機管理課</p> |
| <p>■避難所運営において、女性が参画できる体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施なし。 | | <p>危機管理課</p> |

3) だれもが安心して暮らせる環境の整備

| | | |
|--|---|-------|
| 具体的施策：子育て支援の充実 【再掲】 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解と定着と同じ | | |
| 具体的施策：高齢者の社会参画の促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■地域介護予防活動への積極的参加の推進 ・高齢者通いの場づくり事業を実施した。 | ●参加者の閉じこもり予防や運動機能の向上を図れた。 ★市内全域での高齢者通いの場づくりの実施、未実施地区での実施支援を図る。 | 介護保険課 |
| ■介護予防教室の実施と男性の積極的参加の推進 ・介護予防教室を実施した。 ・高齢者通いの場の立ち上げ支援の中で、男性参加の促進を図った。 | ●介護予防教室の実施による介護予防の推進ができた。 ●高齢者通いの場のスタッフが意識して男性の参加を促すようになってきた。 ★更なる男性参加促進の声かけ、プログラムの実施を図りたい。 | 介護保険課 |
| ■公民館事業における、高齢者の持つ豊かな経験と知識・技術を活かせる活動の推進 ・学社連携・融合の各種事業（放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、ふるさと教育推進事業等）の中で、特に高齢者のもつ豊かな経験と知識・技能を活かせるよう努めており、地域講師やボランティアとして年間を通じ、参画している。また、公民館事業の中で、高齢者と子供たちのふるさと学習講座を実施。 17回実施 272人参加 | ●地域講師やボランティアとして参画することや、地域での世代間交流に参加することで、地域に貢献しているという意識が、自身の生きがいともなる。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 | 社会教育課 |
| 具体的施策：介護サービスの充実 【再掲】 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の理解と定着と同じ | | |
| 具体的施策：障がい福祉サービスの充実 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■障がい福祉サービスの周知 ・障がい者福祉のしおり「べんり帳」の平成30年度版を作成。 ・ホームページや広報紙への情報掲載。 | ●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 | 地域福祉課 |

| | | |
|---|--|---|
| | ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。 | |
| ■相談体制の強化と支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者相談員（身体・知的）を5名設置。 相談支援事業所 2事業所。 | ●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。 | 地域福祉課 |
| ■障がい児支援サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 障がい児相談支援 | ●障がい福祉サービスの周知、相談支援体制の充実により、障がい者の自立及び社会参加を推進するとともに、介護者の負担軽減が図れている。 ★大田市障がい者福祉計画に沿った取り組みを展開している。計画目標数値を下回る結果も出ているため、ニーズに応じたサービス提供ができる環境整備などに努める必要がある。 | 地域福祉課 |
| 具体的施策：外国人相談窓口の開設 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■公益財団法人しまね国際センター内に開設されている外国人相談窓口の周知 <ul style="list-style-type: none"> 大田市ホームページへの掲載。 | ★外国人からの問い合わせがなく、周知できているかが不明である。 | 総務課 |
| ■日本語教室のボランティアグループや関係機関と連携し相談体制の強化を図る <ul style="list-style-type: none"> ボランティアサークルと連携を図り、市内在住の外国人の相談対応を行った。 外国語で書かれた日本の法制度、相談窓口についてのチラシを窓口に設置。 <ul style="list-style-type: none"> 在住外国人共生市民の会との意見交換を行った。 | ●生活相談や情報交換の場を設けることができた。 ★日本語教室のボランティアの確保、在住外国人への周知が必要。在住外国人増加に伴い、関係機関と連携し、積極的な取り組みが必要。 ●諸課題に関する行政担当部署の検討及び関係課と連携を行うことの確認。 ★学校教育カリキュラム等の作成。 ★学校及び子どもの実情に応じた支援ができる人的配置、人材確保。 | 人権推進課 おおだふれあい会館 教育部 総務課・学校教育室 |

基本目標Ⅲ 個人の尊厳の確立

重点目標5 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

| 具体的施策：市民への意識啓発 | | |
|---|---|----------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■広報等を活用した人権意識を高めるための学習・研修の機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権啓発ページ「きずな」を確保した。また、おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 ・男女共同参画週間（6/23～29）について周知と意識向上を図るため、大田市男女共同参画サポーターと担当職員が銀山テレビにて啓発コマーシャルを撮影、放映。市民に対しPR活動を行った。 ・あすてらすフェスティバルの開催についてPR活動に参加。（銀山テレビでCM撮影、放映） ・関係機関と共催する催し物等について、広報や銀山テレビ等で告知。 | <ul style="list-style-type: none"> ●毎月の広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 ●各種イベント等について、関係団体と連携してPR活動を行うことができた。 ●銀山テレビや広報等を活用し、広く市民に向けて周知することができた。 ★継続的に実施していくことにより、意識の向上を図る。 ★日常生活の身近な問題と捉えてもらえるよう、啓発活動に取り組む。 ★関係機関やサポーターと連携し、さまざまな場面を活用して啓発活動に取り組む。 | <p>政策企画課</p> <p>人権推進課</p> |
| <p>■「女性に対する暴力をなくす運動」、「女性の人権ホットライン」などの周知と広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大田市ホームページで告知。 ・音声告知放送において告知。 ・DV防止街頭活動への参加（11/13実施）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民に向け、周知することができた。 ●市内ショッピングセンターにおいてDV防止啓発チラシを配布、啓発活動を行った。 ★関係機関、関係部署と連携し、あらゆる機会をとらえ、継続的・積極的に啓発活動に取り組む。 | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |

| 具体的施策：女性相談窓口の周知及び支援体制の強化 | | |
|--|---|-----------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■女性に対する暴力等の人権侵害に関する相談窓口の周知及び関係機関との連絡体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・あすてらす女性相談室との連携を図った。 ・市庁舎1F 女性トイレ及び1F ロビー、ふれあい会館女子トイレに相談窓口の案内カードを配置。 ・大田市ホームページ上において周知。 | <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関や関係部署と連携を図り、支援に努めた。 ★関係機関、関係部署と連携し、必要とされる支援が速やかに行えるよう努める。 ★相談窓口や各種制度等についても周知を図る。 | 人権推進課 おおだふれあい会館 |
| ■「大田市女性・児童・高齢者に対する暴力・虐待対策庁内連絡会」の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会未開催 ・大田市男女共同参画推進本部会議を開催（9/27）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●現在の状況や問題点などについて協議を行い、情報共有を図った。 ★協議の中で出された意見を今後の取り組みに活かしていく。 | 人権推進課 |
| ■ひとり親家庭への援助体制の強化【再掲】 <ul style="list-style-type: none"> ・母子父子自立支援員 ひとり親家庭のさまざまな相談（就労支援、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を1名配置している。 ・男女を問わず、配偶者等からのDV等の防止に関する学習や相談窓口があることを周知（子どもへの暴力・虐待を防ぐ取り組みを含む）。 ・小中学校における就学援助事業の実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●年間相談件数 309件。 ★相談範囲が年々広がっているが、今後も継続して人員を配置する。 ●就学援助事業により保護者の経済負担の軽減。 ★今後も継続。 | 子育て支援課 教育部 総務課・学校教育室 |
| 具体的施策：子どもへの暴力・虐待を防ぐ取り組み | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■「児童虐待防止法」についての周知 <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待について関係機関と協力し、市内のショッピングセンターにおいて街頭活動を実施した（参加者：27名）。 ・保育園・幼稚園・小中学校教職員対象の研修、保育現場等への出張講座、民生委員対象の研修を行った（H31.1.30 開催参加者77名）。 ・関連するパンフレットを窓口に設置、周知を図った。 ・児童虐待防止キャンペーンに参加（11/1）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●研修は児童に対する体罰禁止、虐待にあたる行為について周知。 ★研修後の現場の認識、取り組みの確認が必要。 ★虐待にあたる行為については市民向けの周知が別途必要。 ●街頭活動に参加、チラシを配布。 ★関係部署、関係機関と連携し啓発活動に取り組む。 | 子育て支援課 人権推進課 |

| | | |
|---|---|---|
| <p>■子どもへの暴力・虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止キャンペーンに参加（11/1）。 ・児童虐待について関係機関と協力し、市内のショッピングセンターにおいて街頭活動を実施した（参加者：27名）。 ・保育園・幼稚園・小中学校教職員対象の研修、保育現場等への出張講座、民生委員対象の研修を行った（H31.1.30 開催参加者 77名）。 ・乳幼児健診等母子保健事業の中で、健康増進課、子育て支援課が窓口であることを周知。 | <ul style="list-style-type: none"> ●街頭活動に参加、チラシを配布。 ★関係機関、関係部署と連携し啓発活動に取り組む。 ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携をとりケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上が必要。 ★現場での保育児童対応への啓発等も必要。 ●保護者自身、医療機関等の関係機関、地域住民より相談があり、一定の周知が図られていると考えられる。 ★休日、夜間や緊急時の窓口体制では不十分な面がある。 | <p>人権推進課</p> <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■関係機関との連絡体制を強化し、虐待の早期発見・早期対応に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議を開催し、関係機関との連携協力を図った。 ・保育園・幼稚園・小中学校教職員対象の研修、保育現場等への出張講座、民生委員対象の研修を行った。 ・「母子保健対策における児童虐待予防対応マニュアル」に基づき、子育て支援課等関係機関と連携を図りながら、妊娠期から児童虐待の早期発見・早期支援に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ●虐待に関する情報が入れば、関係機関が連携をとりケース会議を開くなど、虐待への対応ができています。 ★児童福祉法改正の内容（親権者の必要な内容が範囲を超えた懲戒禁止を明文化）を踏まえて保護者の人権意識の向上が必要。 ●必要なケースについては関係機関と連携を図った支援が行っている。 ★支援の背景が複雑であり、対応が困難なケースが増加しており、より専門的な対応が必要とされるケースが増加している。 | <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
| <p>■小・中学校での思春期・赤ちゃんふれあい交流学習事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各公民館を中心に実施した、思春期・赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童が乳幼児とのふれあいを通して、命の大切さや親への感謝、家族の絆の大切さを理解する。また、地域の人と接することで、コミュニケーション能力の向上を図れる。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 | <p>社会教育課</p> |

| | | |
|--|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：H30.5～11月 ・実施場所：市内8か所（中学校3か所、小学校5か所） ・実施内容：公民館連絡協議会に委託実施。赤ちゃんと保護者が学校等に行き、児童・生徒とふれあい、命の大切さ・子育てや家庭の大切さ・社会的スキルの向上を目的に開催。延 1,822 人の参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ●児童・生徒は「家族への感謝の気持ち」や「家族から大切にされてきた自分の存在（命）」に気づくことができていた。また、相手を大切にすることが育まれた。 ●保護者等：地域の支援者とつながり、わが子の成長が楽しみとなり、育児不安の軽減につながった。 ●地域スタッフ：学校、地域の関係機関、地域住民が協同して取り組むことができ、地域における子育て支援の機運が高まった。 ★乳児とふれあう機会が減少し、子育てに不安を抱く親が多くいるため、思春期に小さな子どもとふれあう機会が今後も必要である。 ★引き続き、公民館、学校、地域、行政等が協働し、子育てネットワークづくりの視点で取り組むことが必要である | 健康増進課 |
|--|--|-------|

重点目標6 健康づくりの推進

1) 生涯を通じた健康づくりの推進

| 具体的施策：生涯を通じた男女の健康支援と意識啓発 | | |
|--|---|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■身近な地域において健康づくりを進める「健康づくり推進事業」の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内、9地区において、各地区健康づくり推進協議会等へ健康づくり推進事業を委託により実施した。 (平成30年度継続：8地区、新規1地区) | <ul style="list-style-type: none"> ●地域が主体的に健康づくりに取り組める環境づくりができた。 ★参加者及び活動内容の固定化、リーダーの高齢化や担い手不足等の課題があり、健康づくり推進協議会等への継続した支援が必要である。 ★大田町など市街地部については、事業導入方法等の検討が必要である。 | 健康増進課 |
| <p>■特定健康診査、特定保健指導、健康教育、健康相談、家庭訪問の実施</p> <p><特定健診></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間：H30.6～12月 (集団および個別健診) ・対象者：大田市国保被保険者、後期高齢者医療被保険者、生活保護世帯員。 ・実施方法：島根県環境保健公社 及び 特定健診実施医療機関にて実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●1年に1回自身の健康状態を振り返る機会となっている。 また、生活習慣病またはその危険因子を早期に発見し、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結びつけることにより、健康の保持・増進につながっている。 | 健康増進課 |

| | | |
|--|--|------------|
| <p><特定保健指導></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診の結果、積極的支援及び動機付け支援対象者へ案内を送付。 ・ 島根県環境保健公社へ委託し、指導実施。 | <p>★女性に比べ男性の受診率が低く、年齢別にみると50歳代までの若年層の受診率が低い。より多くの対象者が健診を受けるように、実施方法や啓発方法を検討していく必要がある。</p> <p>★特定保健指導について、引き続き利用勧奨をしていくとともに、未利用者への状況確認も訪問等を通して実施していく必要がある。</p> | |
| <p>■がん検診事業による、がんの早期発見と正しい知識の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定保健指導、健康教育、健康相談、事業所健診など各種健（検）診と連携し、がん検診の必要性やがんの早期発見のための啓発を実施した。 ・ 乳がん検診、大腸がん検診の節目年齢の方を対象に、無料クーポン券を送付した。 ・ 乳がん検診受診意向調査を実施し、一人でも多くの対象者が受診につながるよう啓発を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●無料クーポン券対象者の受診は2割程度を維持しており、一定の効果があつた。 ●乳がん検診については、受診率上昇していることから受診意向調査に一定の効果があり、住民への検診受診の動機づけとなった。 ★市の検診ではなく、職場や医療機関で受診をした方の数が把握できないのが現状。 ★引き続き、適切な検診間隔での受診ができるよう通知方法の工夫を凝らし、啓発を実施していく必要がある。 | 健康増進課 |
| <p>具体的施策：健康の保持増進</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■高齢者体力アップ事業、介護予防教室等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者体力アップ事業を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者向けトレーニングマシンを使用した運動を実施するとともに、「0854-8体操」の普及を行い、高齢者の運動機能の向上を図ることができた。 ●介護予防教室を開催し、介護予防や認知症予防の啓発ができた。 ★高齢者の運動機能向上を図っているが、高齢者向けトレーニングの実施においては、年間を通じた利用者数のさらなる増加を図るとともに、「0854-8体操」の市内全域での普及拡大を図っていく。 | 介護保険課 |
| <p>■公民館事業においてスポーツ教室や健康に関する活動を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各地区公民館を中心に、スポーツ教室や健康に関する講座を開催し、生涯を通じて健康づくりを推進した。 ・ スポーツ教室 7回開催 147人参加 ・ 健康教室 7回開催 147人参加 | <ul style="list-style-type: none"> ●スポーツや健康づくりの場の提供をとおして、参加者は自らの健康づくりのみならず、競技を競いながら地域間、個人間の交流づくりにもつながる。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 | 社会教育課 |

| | | |
|--|--|--|
| | ★事業の中には大田市健康増進計画に基づき、他課と連携して行う事業もある。今後も継続実施する。 | |
|--|--|--|

2) 妊娠・出産等に関する健康支援

| 具体的施策：妊娠出産に関する支援 | | |
|---|--|-------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■母子保健手帳交付時の健康指導や「母子保健サービスガイド」の配布 ・妊娠届出時妊婦面接でサービスガイドを用い、妊娠・出産に関する制度、妊婦健診等の説明を実施。 | ●すべての妊婦に面接を行い、妊娠中の健康管理、必要な制度の説明を行うことができた。妊婦アンケートを実施し、妊娠、出産、育児に関する不安等支援の必要な妊婦に早期に内応することができた。 ★今後も妊娠届出時の全数面接を継続し、妊娠中からの切れ目のない支援を実施する。 | 健康増進課 |
| ■妊産婦面接、乳幼児相談、乳幼児健診、予防接種、離乳食教室等の実施 【再掲】 ・妊娠届出時の妊婦面接、新生児訪問を年間通して全数実施。 ・乳幼児相談、乳幼児健診、妊婦乳幼児家庭訪問、予防接種、離乳食教室を継続して定期実施。 | ●支援の必要な妊産婦の早期支援につながった。 ●乳幼児相談は新生児の全数訪問により、参加者が増加し、気軽に相談できる場として周知されつつある。 ★乳幼児相談、離乳食教室の周知を継続して行う。 | 健康増進課 |
| ■母子保健推進員による妊婦支援の充実、こんには赤ちゃん訪問事業の実施 【再掲】 ・母子保健推進員による妊婦支援、こんには赤ちゃん訪問事業による家庭訪問、地域での育児サークルの開催等により、地域で子育てをする中で、身近な相談役として支援を継続して実施。 | ●妊婦への面談件数は就労妊婦も多く減少している。母子保健推進員研修会を通じて、育児不安の軽減に関する研修を実施し、妊産婦に対する支援のスキルアップを行った。 ★妊娠中は就労している妊婦が多く、母子保健推進員と連絡がとれないことがあるが、妊娠中からの関わりが重要であり支援を継続する。 | 健康増進課 |

| | | |
|---|--|----------------------------|
| <p>■子育ての不安軽減等のための相談支援体制の充実 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援センター事業 育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で実施。 ・支援が必要なケースについては、妊娠期から関係機関と随時情報共有しながら支援を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> ●利用者数（年間延べ） 大田子育て支援センター 2,909人 仁摩子育て支援センター 689人 温泉津子育て支援センター 108人 ★在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っており利用頻度も高い。 ●関係機関との情報共有により、妊娠早期からの支援が実施できている。 ★支援が必要なケースが増加しており、関係機関との切れ目のない支援体制を整備する必要がある。 ★令和元年度には母子健康包括支援センター設置を行い、相談体制の充実を図る。 | <p>子育て支援課</p> <p>健康増進課</p> |
|---|--|----------------------------|

重点目標7 人権尊重の意識の高揚

1) 男女平等の視点に立った人権教育の推進

| 具体的施策：小・中学校における人権教育の充実 | | |
|--|---|---------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■人権・同和教育に視点をあてた公開授業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい集会でふれあい研修会の日に各クラスで人権・同和教育をテーマにした道徳の公開授業を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権・同和教育に焦点を当てた公開授業を行うことで、教職員の意識を高揚させた。 ●差別に出会った時、差別の本質を見抜き、対処する方法を考える機会となった。 ●身の回りの環境や自分の生活を見つめ、差別や偏見をなくしていこうとする意欲を高めることができた。 ★より多くの保護者、教職員が見ることで、生徒の想いや成長を感じることができる。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■「基本的人権の尊重」について指導するなど意識向上への取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権に関するポスター、標語、作文の取り組みを行った。 ・障がい者に関する理解教育を行った。 ・毎学期、人権週間の取り組みを行い、人権の大切さを理解し、実践に繋げることができるように、考えさせたり指導したりした。 ・基本的人権の尊重について、図書室の本を活用して、調べ学習を行った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●日本国憲法で保障されている基本的人権について、またそれに関わる様々な取り組みについて、理解を深めることができた。 ●社会科において、各学年で基本的人権を取り扱う場面があるが、児童が確実に学ぶような工夫をした。 ★今後も人権集会などの取り組みを継続し、生徒及び教職員の人権意識の高揚に努めていく必要がある。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |

| | | |
|--|---|--|
| <p>■教職員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 職員会の際、輪番で一人ひとりの教職員を講師とした研修を実施した。 人権・同和教育や進路保障に関する校内研修を定期的に実施した。 情報モラルに関する問題の現状と学校教育の役割について研修を行った。 夏季休業中に、講師を招いて「外国にルーツのある児童、保護者の支援」について、研修を実施した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●人権に視点を置いた教育活動を行うことができた。 ●生徒を取り巻く現状と情報モラル教育の推進について共通理解ができた。 ●それぞれが主体的に講師となってミニ研修を行うことで、教職員の意識が確実に向上してきた。 ★校外での研修の報告の機会を設けているが、更に充実させたい。 ★教職員一人ひとりの人権意識を高めるために研修を継続する必要がある。 | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |
| <p>■公民館・まちづくりセンター・学校・保護者と連携し、人権・同和教育研修会の開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 14 会場、14 回開催、延 471 人参加 <ul style="list-style-type: none"> 人権集会を市内の小中学校や高校に周知し、来校を促した。 公民館主催の「赤ちゃんふれあい交流学習」に生徒が参加し、乳児と触れ合うことや親の思いを知ることで、家族の絆について考えることができた。 公民館やまちづくりセンターとは常に連携を持ち、人権や親学に関わる行事への参加について、教職員や保護者へ連絡し参加を促した。 親学プログラムを実施し、「しつけ」をテーマに保護者同士で情報交換を行った。 <ul style="list-style-type: none"> 各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。 人権、同和教育講演会 21 回開催 527 人参加 子育て支援、家庭教育支援のための親学講座 20 回開催 263 人参加 | <ul style="list-style-type: none"> ●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。 ★いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●地域の方に学校の取り組みを知ってもらうことができた。 ●学校外の方々と交流することは、学びを深めることに効果的であった。 ●児童生徒と家族がともに人権について考えることで、保護者の意識啓発にも繋がった。 ★PTA や地域の方と協力して、継続的な取り組みをする必要がある。 ★公民館やまちづくりセンターと定期的に連携を図っていく。 ★毎年、色々な地域外の人権・同和問題について、考える機会を設けることを継続していきたい。 ★活動がマンネリ化しないように、児童生徒、保護者、学校のアイデアを活用し、学校、児童生徒の実態に合った活動を計画する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> ●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。 ★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。 | <p>まちづくり定住課</p> <p>教育部総務課・学校教育室</p> <p>社会教育課</p> |

| | | |
|--|---|----------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・親子体験活動、交流活動 8回開催 204人参加 ・読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 ・思春期、赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> | |
| <p>具体的施策：あらゆる機会をとらえた人権教育の実施</p> | | |
| <p>実施状況</p> | <p>効果等（●主な効果・★評価・問題点）</p> | <p>所管課</p> |
| <p>■広報等を活用した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報紙において、人権推進課からの人権啓発ページ「きずな」を確保した。また、おおだふれあい会館や男女共同参画センターあすてらす等の各種催し物を、適時広報紙やホームページ等を活用し情報提供に努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ●毎月の広報紙の中に人権に関わるページを確保することで、市民の方に継続して読んでもらえることが出来た。 ●人権に関わる各種催し物を様々な媒体を通じて提供することで、より市民の目に触れることが出来た。 ★両者とも継続し実施していくことで、より市民への意識啓発への効果が期待される。 | <p>政策企画課</p> |
| <p>■おおだふれあい会館の教養講座受講者を対象とした人権・同和問題研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおだふれあい会館の教養講座受講者に対し、人権・同和問題に関わる講演会や研修会を開催した。 <p>開催日：4/24（参加 117名） 6/25（参加 102名） 8/23（参加 103名） 10/29（参加 96名） 3/4（参加 102名）全5回</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな角度から人権問題を取り上げ、講演会や研修会を開催。受講者に対し、問題提起や意識の向上を図った。 ★継続的な受講について取り組むとともに、新規受講者の拡大に努める。ニーズに応じた講座内容や、周知方法について検討する。 | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |
| <p>■市民を対象とした「人権を考える市民のつどい」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権を考える市民のつどい兼おおだふれあい会館人権・同和問題研修会を開催。 <p>第1回開催：平成30年6月25日 演題「外国人も共に暮らす市民です～多文化共生をめざして～」講師：仙田武司さん、八嶋アーリーンさん 参加者：138名</p> <p>第2回開催：平成30年8月23日 演題「部落差別解消推進法と地域共生社会の実現に向けて」講師：中尾由喜雄さん 参加者：350名</p> | <ul style="list-style-type: none"> ●さまざまな角度から人権問題を取り上げ、講演会や研修会を開催。受講者に対し、問題提起や意識の向上を図った。 ★継続的な受講について取り組むとともに、ニーズに応じた研修内容や、周知の方法について検討する。 | <p>人権推進課 おおだふれあい会館</p> |
| <p>■石見大田公共職業安定所との共催による「公正採用選考セミナー」の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石見大田公共職業安定所との共催により「公正採用選考推進セミナー」を開催。（8/27、参加企業 31社、33名） | <ul style="list-style-type: none"> ●セミナーにおいてさまざまな人権問題について周知を図り、啓発活動を行うことができた。 | <p>人権推進課 産業企画課</p> |

| | | |
|---|--|------------------------------|
| | ★引き続き、啓発活動に取り組み、意識の向上を図る。 | |
| <p>■公民館・まちづくりセンターにおいて人権・同和教育講演会、親学講座などの開催【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14会場、14回開催、延471人参加 ・各地区公民館を中心に人権・同和教育講演会、子育て講演会、親学講演会等を開催するなかで、男女共同参画についての学びを実施した。 ・人権、同和教育講演会 21回開催 527人参加 ・子育て支援・家庭教育支援のための親学講座 20回開催 263人参加 ・親子体験活動、交流活動 8回開催 204人参加 ・読み聞かせ研修会 7回開催 112人参加 ・思春期、赤ちゃん交流学習事業 22回開催 1,796人参加 | <p>●研修会や講座のほか、各種事業を通じて男女共同参画についての意識啓発に努めた。</p> <p>★いつも同じ人たちが参加される傾向にある研修会や講座の内容、開催日時、周知方法などを工夫する必要がある。</p> <p>●各種講演会等を通じて行った意識啓発によって、参加者の理解を深めることができた。</p> <p>★継続実施することで効果の定着を図る。</p> <p>★研修会内容について、継続して市内全域で取り組むという観点から、参加者が興味をもてるものや、現在の社会情勢にあったものとなるよう、講師の選定や学習形態などの工夫が必要である。</p> | <p>まちづくり定住課</p> <p>社会教育課</p> |

2) 性に関する指導の実施

| 具体的施策：学校教育等における性に関する指導の実施 | | |
|--|--|---------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■教職員の意識向上のための研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性に関する指導の年間計画を年度初めに確認し（見直し）、計画に沿って実践した。 ・助産院や市立病院の産婦人科医、助産師を講師に招いて、望ましい男女交際のあり方、命の尊さに主題をおいた学習を行い、教職員も研修の機会とした。 ・外部から講師を招いて、LGBTの研修を行った。 | <p>●発達段階を考慮した指導ができた。</p> <p>●今まで違和感なく行っていたこと（名簿の性別表記、男女別の列など）について見直すようになった。</p> <p>●色々な資料を紹介してもらうことにより、指導の幅が広がった。</p> <p>●講師を体験することで、研修に対して主体的に取り組む意識が向上した。</p> <p>●性に関する指導が、生命や人格の尊重、男女平等の精神の下の自己や他者を尊重する態度を育むことを、改めて考えることができた。</p> <p>★自分の性に対して、違和感を持っている生徒がいることを前提に考えられるようにする必要がある。</p> <p>★児童生徒の実態を踏まえた上で、日頃から、養護教諭と連携して性に関する新しい情報を知っておく必要がある。</p> | <p>教育部総務課・学校教育室</p> |

| | | |
|--|--|----------------------|
| <p>■公開授業や PTA 研修を通し保護者へ周知・啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> • 性に関する授業を行った時は、学級だよりや保健室だよりで周知し、啓発を図った。 • 公開授業において、性に関する授業を各学年で行った。 • 保健体育の授業や養護教諭の取り組みを通して、性教育の推進を図った。 | <ul style="list-style-type: none"> ●男女の違いについて理解し、お互いを思いやる気持ちを深めることができた。 ●生徒への性に関する指導を行う上で、効果的な授業を行うことができた。 ●命の大切さやお互いを大切に思う心など、親子で考えることができた。 ●保護者の中には、公開授業が親子の会話のきっかけづくりになって良かったという声があった。 ★各家庭により意識の違いがあるので、今後は可能な限り、公開授業や PTA の研修会を通じて、周知や啓発に努める必要がある。 ★新たな性に関する問題についても、研修し、指導を行っていく必要がある。 ★発達段階に合わせた性教育の積上げが必要である。 ★保護者の感想や意見を聞く機会を増やす必要がある。 | <p>教育部 総務課・学校教育室</p> |
| <p>■性に関する正しい知識について関係機関と連携した啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> • 実施回数と場所 大田高校 9月4、5日 邇摩高校 11月13、14日 • 実施内容：要望のあった学校の文化祭に併せて、生徒を対象に性教育を行う。 • 相談機関や正しい性の知識について情報提供を行い、助産師による個別相談を実施する。 | <ul style="list-style-type: none"> ●性に関する展示・クイズ等を通じて、正しい知識や相談窓口の周知を行った。 ●助産師による小集団を対象とした赤ちゃん人形や妊婦体験を行い、生命の尊さ等を感じてもらった。 ●月経困難症、不育症、不妊治療等に関するパンフレットを渡し、高校生の時から将来を見据えた自分の体づくりについて啓発できた。 ★避妊方法を知っている高校生及び性感染症を知っている高校生の割合が、以前より減少しているため、更に教育機関、医療機関、家庭と連携した取り組みが必要である。 | <p>健康増進課</p> |

3) メディアにおける女性の人権の尊重

| 具体的施策：メディアにおける人権尊重のための広報・啓発 | | |
|---|--|---------------------------|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■「男女共同参画推進週間」での重点的な広報・啓発活動 【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立男女共同参画センターあすてらすが実施する、“あすてらすフェスティバル”を広報紙に掲載。その中で、県が推進する男女共同参画推進月間についてふれ、参加者が増えるよう努めた。 ・男女共同参画週間（6/23～29）について周知と意識向上を図るため、大田市男女共同参画サポーターと担当職員が銀山テレビにて啓発コマーシャルを撮影、放映。市民に対し、PR活動を行った。 ・あすてらすフェスティバルの開催について、PR活動に参加（銀山テレビでCM撮影、放映）。 | <ul style="list-style-type: none"> ●多くの市民の目にふれることが出来た。 ★「男女共同参画週間」についての周知は行っていないため、催し物などと絡めて情報を発信していく必要がある。 ●男女共同参画サポーターや関係機関と連携し、啓発コマーシャルの放映や広報等を活用したPR活動を行った。 ★継続的に実施することにより、意識の向上を図る。 ★日常生活の身近な問題として捉えてもらえるよう、啓発活動に取り組む。 ★関係機関やサポーターと連携し、さまざまな場面を活用して啓発活動に取り組む。 | <p>政策企画課</p> <p>人権推進課</p> |
| 具体的施策：公的刊行物における性差別につながらない表現の促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>■広報やホームページへの掲載について表現方法の精査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月の広報紙の編集作業や日々のホームページを更新する中で、性差別や誤解を生むような表現になっていないか等、提出された原稿を精査した。 | <ul style="list-style-type: none"> ●毎年人権推進課、人事課等が行う職員研修の成果により、近年各担当課から提出される原稿で性差別につながるような表現はない。また、各担当課と広報・ホームページ担当課の2課でチェックをしているため、性差別につながるような表現での記載はない。 ★各担当課が直接ホームページを更新する場合には、政策企画課はその内容を把握していないため、ホームページを適宜確認する必要がある。また、表現等のチェックをするだけでなく、男女共同参画が推進されるような働きかけを積極的に行っていく必要がある。 | <p>政策企画課</p> |

基本目標Ⅳ 国際的視野に立った男女共同参画の推進

重点目標8 多文化共生に向けた国際交流の促進

1) 国際理解の推進

| 具体的施策：国際的な取組情報の広報 | | |
|---|---|---|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■世界遺産の情報発信に併せ、「平和と人権尊重」のユネスコの精神についての情報発信 ・広報やホームページにより、ユネスコの精神である「平和と人権尊重」の理解、啓発に取り組んだ。 | ●市が作成するパンフレットや広報等へ掲載することにより、市民に対し周知を図ることができた。 ★より深い理解と意識の向上を図るため、継続的積極的な啓発活動が必要。 | 人権推進課 |
| ■男女平等に関する国際的な取組み等の情報発信 ・実績なし。 | ★他市の活動状況などから取組みについて考える。 | 人権推進課 |
| 具体的施策：国際交流事業への女性の積極的参加の促進 | | |
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| ■韓国文化体験講座等への参加の促進 ・2回の講座を開催（参加者31名）。 | ●継続して開催している。参加者の半分が新規の受講者であり、韓国文化への関心が広がってきていると思われる。 ★より多くの市民が参加してもらえよう工夫する必要がある。 | 総務課 |
| ■まちづくりセンター等との共催による国際文化講座の実施 ・1会場 15回開催 延292人参加 ・実施なし。 | ●これらの企画・運営は主に女性が行っている。 ●多文化共生を理解し日常の交流につながるよう実施している。 ★交流イベント参加者（子ども及び保護者）が、イベントだけにならない意識付けが必要である。 ★開催できるよう取り組む必要がある。 | まちづくり定住課 総務課 |

| | | |
|--|--|--------------|
| <p>■公民館事業や社会教育指導派遣事業による国際交流事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内7公民館を中心として、国際交流に係る事業を開催したほか、社会教育指導員を派遣し国際交流事業を行った。 ・国際交流事業 2回実施 56人参加。 ・社会教育指導員派遣 19回実施 590人参加。 | <ul style="list-style-type: none"> ●講座や社会教育指導員派遣事業を利用し、異文化に触れ、理解を深めることにより、今後国際交流事業に積極的に関わることが期待される。 ★継続実施することで効果の定着を図る。 ★社会教育指導員の活動の幅を広げられるように更に積極的なPRを行う必要がある。 | <p>社会教育課</p> |
|--|--|--------------|

2) 在住外国人等への対応

| <p>具体的施策：外国人相談窓口の開設 【再掲】</p> | | |
|------------------------------|--------------------|-----|
| 実施状況 | 効果等（●主な効果・★評価・問題点） | 所管課 |
| <p>※だれもが安心して暮らせる環境の整備と同じ</p> | | |

資料編

大田市男女共同参画推進条例

すべての男女が性別にかかわらず、個人として尊重され、法の下に平等であることは日本国憲法に謳われており、男女平等に向けた様々な取り組みが、国内外において進められてきた。

大田市においても男女共同参画計画を策定するなど、様々な施策を推進してきた。

しかしながら、大田市において性別による固定的な役割分担意識と、またそれらに基づく社会通念、慣習、制度は依然として残っている。こうした状況を踏まえ、すべての男女が互いに尊重し、パートナーと認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が私たちの願いである。

ここに私たちは、男女共同参画を推進し、男女の対等なパートナーシップのもと、すべての男女が自らの存在に誇りが持て、喜びも責任も分かち合える活力ある大田市を築くために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、大田市（以下「市」という。）、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、すべての男女が心豊かに、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利・非営利、個人・法人を問わず事業を営んでいるものをいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な発言や行動のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ、性別によって差別的扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会が確保され、男女の人権が尊重されるよう行われなければならない。

2 男女共同参画の推進においては、性別による固定的な役割分担意識による社会制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進においては、男女が対等な社会の構成員としてあらゆる分野の方針の立案及び決定の場へ共に参画する機会が確保されなければならない。

4 男女共同参画の推進においては、男女が相互の協力と社会の支援の下に、仕事と家事、育児及び家族の介護又は地域における活動とを両立して行うことができなければならない。

5 男女共同参画の推進においては、国際社会における取組と密接に関連していることを考慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、男女共同参画の推進を重要課題と位置付け、前条に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進のため、政策決定の機会やその他必要な場面において積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念に対する理解を深め、男女共同参画の推進に自ら努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、労働及び雇用に関連する法律を遵守するとともに、その事業活動において積極的改善措置などを講ずるよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性による差別的扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、夫婦間を含むすべての男女間において、個人の尊厳を踏みにじる暴力や虐待を行ってはならない。

(男女共同参画の推進に関する情報提供)

第8条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、すべての男女の尊厳が平等に守られるような意識を育む学習の機会の提供に努めるとともに、男女共同参画に対する理解を深めるための情報を収集し、提供するものとする。

(情報の表示に関する留意)

第9条 何人も、情報等の表示において、性別による役割分担又はセクシュアル・ハラスメント等を助長し、連想させる表現を行わないよう努めなければならない。

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために基本となる計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、第15条第1項に規定する大田市男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

3 市長は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、男女共同参画の推進に対する市民及び事業者の理解が深まるよう広報活動等適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進週間)

第12条 市は、市民及び事業者に広く男女共同参画に対する関心と理解を深める施策を行うとともに、男女共同参画を推進するために男女共同参画推進週間を設ける。

2 男女共同参画推進週間は、毎年6月23日から6月29日までの1週間とする。

3 市は、男女共同参画推進週間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(市民相談等)

第13条 市は、性別に基づく差別、人権の侵害等に関する市民の相談に対する助言指導を行うとともに、関係機関等と連携を図り、解決に努めるものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、基本計画に基づく施策の推進及び実施状況を公表しなければならない。

(男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更に関して、調査審議し、答申すること。
- (2) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について評価を行うこと。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項について、市長に意見を述べること。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）第16条の規定に基づき、大田市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 市内事業者の代表
- (3) 識見を有する者
- (4) 公募により選考された者

(会長及び副会長)

第3条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第27号の2）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

大田市男女共同参画推進本部設置規程

(設置)

第1条 大田市男女共同参画推進条例（平成17年大田市条例第13号）に基づく、本市における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 大田市男女共同参画計画における具体的施策の推進及び大田市男女共同参画計画の変更、見直しに関すること。
- (2) 男女共同参画に関し、関係する部課等の総合的な連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は副市長をもって充て、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は教育長をもって充て、本部長を補佐するとともに、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 委員は、部長（市立病院にあっては、事務部長。議会事務局長及び教育委員会事務局の部長を含む。）及び支所長をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、関係する職員を推進本部の会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(協力体制)

第5条 本部長は、必要があると認めるときは、関係する部課等の所属長に対し、資料の提出又は説明を求めることができるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、資料の提出又は説明を求められた所属長は、これに積極的に協力しなければならない。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、総務部人権推進課に置く。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年11月30日から施行する。

附 則（平成19年訓令第10号の5）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第7号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年訓令第5号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

各種審議会等女性の参画状況調べ

地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等女性の登用

（平成30年4月1日現在）

| | 審議会等名 | 委員総数(人) | 内女性数(人) | 女性の割合(%) | 任期 |
|----|---------------------|---------|---------|----------|---------------------|
| 1 | 大田市防災会議 | 34 | 3 | 8.8 | H30.4.1～H32.3.31 |
| 2 | 大田市民生委員推薦会 | 7 | 2 | 28.6 | H28.10.1～H31.9.30 |
| 3 | 大田市国民健康保険運営協議会 | 21 | 2 | 9.5 | H29.11.1～H31.10.31 |
| 4 | 大田市介護認定審査会 | 26 | 14 | 53.8 | H29.4.1～H31.3.31 |
| 5 | 大田市環境審議会 | 14 | 3 | 21.4 | H29.4.1～H31.3.31 |
| 6 | 大田市公民館運営審議会 | 13 | 2 | 15.4 | H30.2.1～H32.1.31 |
| 7 | 大田市社会教育委員 | 13 | 2 | 15.4 | H30.2.1～H32.1.31 |
| 8 | 大田市スポーツ推進審議会 | 10 | 4 | 40.0 | H30.2.1～H32.1.31 |
| 9 | 大田市立図書館協議会 | 10 | 4 | 40.0 | H30.2.1～H32.1.31 |
| 10 | 大田市文化財保護審議会 | 7 | 1 | 14.3 | H30.2.1～H32.1.31 |
| 11 | 大田市都市計画審議会 | 16 | 3 | 18.8 | H28.5.1～H30.4.30 |
| 12 | 大田市国民保護協議会 | 34 | 3 | 8.8 | H29.10.1～H31.9.30 |
| 13 | 大田市個人情報保護審査会 | 5 | 1 | 20.0 | H29.10.30～H32.10.29 |
| 14 | 大田市情報公開審査会 | 5 | 1 | 20.0 | H29.10.30～H32.10.29 |
| 15 | 大田市人権尊重のまちづくり審議会 | 20 | 4 | 20.0 | H28.8.1～H30.7.31 |
| 16 | 大田市男女共同参画推進委員会 | 10 | 6 | 60.0 | H28.7.1～H30.6.30 |
| 17 | 大田市行政不服審査会 | 5 | 1 | 20.0 | H29.10.30～H32.10.29 |
| 18 | 大田市営住宅等入居者選考委員会 | 5 | 1 | 20.0 | H30.2.1～H32.1.31 |
| 19 | 大田市予防接種健康被害調査委員会 | 7 | 1 | 14.3 | H29.12.5～H31.12.4 |
| 20 | 大田市水道水源保護審議会 | 8 | 0 | 0 | H30.4.1～H32.3.31 |
| 21 | 大田市働く女性の家運営委員会 | 10 | 3 | 30.0 | H30.5.1～H32.3.31 |
| 22 | 大田市伝統的建造物群保存地区保存審議会 | 11 | 3 | 27.3 | H28.7.1～H30.6.30 |
| 23 | 石見銀山景観保全審議会 | 11 | 3 | 27.3 | H30.4.2～H32.3.31 |
| | 合計 | 302 | 67 | 22.2 | |

その他目標の対象とする審議会等女性の登用

(平成30年4月1日現在)

| | 審議会等名 | 委員総数 (人) | 内女性 数(人) | 女性の 割合(%) | 任期 |
|----|---------------------------|-------------|-------------|--------------|-------------------|
| 24 | 大田市まちづくり委員会 | 37 | 8 | 21.6 | H30.4.1~H31.3.31 |
| 25 | 大田市地域力向上プログラム事業審査委員会 | 6 | 1 | 16.7 | H30.6.5~H31.3.31 |
| 26 | 大田市地域公共交通会議 | 9 | 0 | 0.0 | 委嘱日より年度末 |
| 27 | 大田市地域公共交通協議会 | 23 | 2 | 8.7 | なし |
| 28 | 大田市青少年育成市民会議 | 22 | 3 | 13.6 | なし |
| 29 | 大田市生涯現役いぶし銀が支えるまちづくり推進協議会 | 16 | 4 | 25.0 | H30.4.1~H33.3.31 |
| 30 | 大田市老人ホーム入所判定委員会 | 5 | 2 | 40.0 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 31 | 大田市介護相談員 | 8 | 6 | 75.0 | H29.10.1~H31.9.30 |
| 32 | 大田市地域ケア会議 | 10 | 4 | 40.0 | 委嘱日より年度末 |
| 33 | 大田市保健対策推進協議会 | 15 | 3 | 20.0 | H29.4.1~H31.3.31 |
| 34 | 大田市母子保健推進員会議 | 29 | 29 | 100.0 | H29.4.1~H31.3.31 |
| 35 | 大田市子ども子育て支援推進会議 | 15 | 6 | 40.0 | H30.2.1~H32.1.31 |
| 36 | 大田市要保護児童対策地域協議会代表者会議 | 19 | 7 | 36.8 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 37 | 大田市要保護児童対策地域協議会庁内会議 | 11 | 2 | 18.2 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 38 | 大田市要保護児童対策地域協議会実務者会議 | 21 | 15 | 71.4 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 39 | 大田市生活環境問題連絡協議会 | 13 | 4 | 30.8 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 40 | 大田市地産地消推進協議会 | 21 | 6 | 16.7 | H30.8.28~H32.3.31 |
| 41 | 大田人・農地プラン検討会 | 12 | 4 | 33.3 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 42 | 大田市就学支援委員会 | 13 | 6 | 46.2 | 委嘱日より2年 |
| 43 | 大田市スポーツ推進委員 | 25 | 9 | 36.0 | H29.4.1~H31.3.31 |
| 44 | 大田市山村留学推進協議会 | 17 | 3 | 17.6 | H30.4.1~H32.3.31 |
| 45 | 石見銀山遺跡整備検討委員会 | 11 | 2 | 18.2 | H29.10.1~H31.9.30 |
| 46 | 大田市いじめ問題対策連絡協議会 | 14 | 3 | 21.4 | H28.8.1~H30.7.31 |
| 47 | 大田市いじめ問題対応専門家会議 | 6 | 2 | 33.3 | H30.3.1~H33.2.29 |
| 48 | 大田市下水道等整備推進協議会 | 23 | 2 | 8.7 | H29.4.1~H31.3.31 |
| 49 | 大田市立病院運営評価委員会 | 9 | 2 | 22.2 | なし |

| | | | | | |
|----|-------------------|-----|-----|------|-------------------|
| 50 | 大田市立病院初期臨床研修管理委員会 | 30 | 2 | 6.7 | H30.4.1～H32.3.31 |
| 51 | 農地利用最適化推進委員 | 28 | 0 | 0.0 | H30.4.1～H33.3.31 |
| 52 | 大田市総合計画審議会 | 21 | 9 | 42.9 | H30.1.12～H32.1.11 |
| 53 | 大田市総合戦略等推進会議 | 19 | 2 | 10.5 | 目的を達成するまでの間 |
| | 合 計 | 508 | 148 | 29.1 | |

地方自治法（第180条の5）に基づく委員会

(平成30年4月1日現在)

| | 委 員 会 名 | 委員総数 (人) | 内女性数 (人) | 女性の 割合 (%) | 任 期 |
|----|----------------|-------------|-------------|---------------|---------------------|
| 54 | 大田市教育委員会 | 5 | 2 | 40.0 | 委嘱日より4年 |
| 55 | 大田市選挙管理委員会 | 4 | 2 | 50.0 | H29.12.16～H33.12.15 |
| 56 | 大田市公平委員会 | 3 | 1 | 33.3 | 委嘱日より4年 |
| 57 | 大田市監査委員 | 2 | 0 | 0.0 | 委嘱日より4年 |
| 58 | 大田市農業委員会 | 17 | 1 | 5.9 | H30.2.1～H33.1.31 |
| 59 | 大田市固定資産評価審査委員会 | 3 | 0 | 0.0 | H29.11.30～H32.11.29 |
| | 合 計 | 34 | 6 | 17.6 | |

その他法律に基づいて設置されている委員

(平成30年4月1日現在)

| | 委 員 会 名 | 委員総数 (人) | 内女性数 (人) | 女性の 割合 (%) | 任 期 |
|----|---------|-------------|-------------|---------------|--------------------|
| 60 | 行政相談委員 | 4 | 2 | 50.0 | H29.4.1～H31.3.31 |
| 61 | 人権擁護委員 | 12 | 7 | 58.3 | 委嘱日より3年 |
| 62 | 保護司 | 28 | 2 | 7.1 | 委嘱日より2年 |
| 63 | 民生・児童委員 | 162 | 85 | 52.5 | H28.12.1～H31.11.30 |
| | | 206 | 96 | 46.6 | |

大田市男女共同参画計画の体系

